

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成三十年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十年六月五日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社日誠建設

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県上尾市緑丘二丁目八番十八号日誠ビル一F

ハ 代表者の氏名

清水 誠

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十九）第六一四三八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち民間工事に係るもの

ロ 停止を命ずる期間

平成三十年六月十九日から六月二十一日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社日誠建設は、特定商取引に関する法律違反で埼玉県から訪問販売の営業停止処分を受けた。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。